(七)	プランジャー頂部綱車又は鎖車（間接式のエレベーターに限る。）	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
		鎖車と鎖のかみ合いの状況	目視及び聴診により確認する。	かみ合いに異常があること。
(八)	プランジャーのガイドシュー等	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		摩耗の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障をきたしていること。
(九)	調速機ロープ	径の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、ロープが綱車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ　最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十パーセント未満であること。
				ロ　最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十二パーセント未満であること。
		素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、ロープが綱車にかかる箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	イ　素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。
				ロ　素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
		摩耗粉の状況	全長の摩耗粉の固着の状況を目視により確認する。	ロープの摩耗粉の錆が多量に付着し、素線の状況が確認できないこと。
		損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する。	著しい損傷又は変形があること。
(十)	かごの非常救出口（特殊告示第一第七号に掲げるエレベーターを除く。）	構造及び設置の状況	ふたの構造及びスイッチの作動の状況を確認する。	令第百二十九条の六第一号又は第四号（かごの天井部に救出用の開口部を設けないエレベーターにあっては、特殊告示第一第一号）の規定に適合しないこと。
(十一)	かごのガイドシュー等	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		摩耗の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗が生じていることにより運行に支障が生じていること。
(十二)	ガイドレール及びレールブラケット	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
(十三)	施錠装置（特殊告示第一第八号に掲げるエレベーターの屋上部の昇降路の開口部の戸を除く。）	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		ロック機構の状況	作動の状況を確認する。	令第百二十九条の七第三号の規定に適合しないこと。
		スイッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	令第百二十九条の八第二項の規定に適合しないこと。
		スイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置を確認する。	昇降機の検査標準（JIS A四三〇二）における乗り場の戸のロック及びスイッチに係る規定に適合しないこと。
		劣化の状況	目視により確認する。	イ　著しい損傷又は腐食があること。
				ロ　ロック機構に変形があること。
(十四)	昇降路における壁又は囲い	昇降路の構造及び設置の状況	目視により確認する。	き裂若しくは漏水により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
		可燃物の状況	目視により確認する。	令第百二十九条の七第二号の規定に適合しないこと。
(十五)	乗り場の戸及び敷居（特殊告示第一第八号に掲げるエレベーターの屋上の開口部の昇降路の開口部の戸を除く。）	戸及び敷居の構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。